

あすわがわ  
足羽川ダム建設事業の検証に係る検討

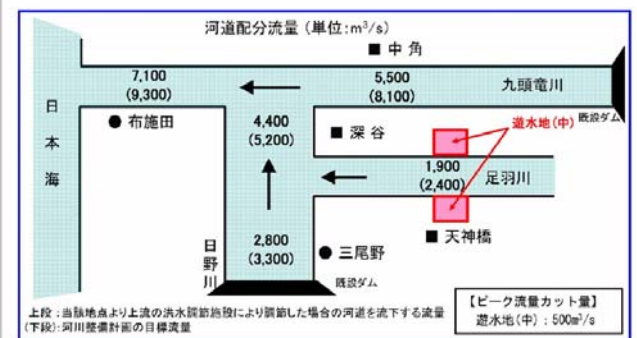
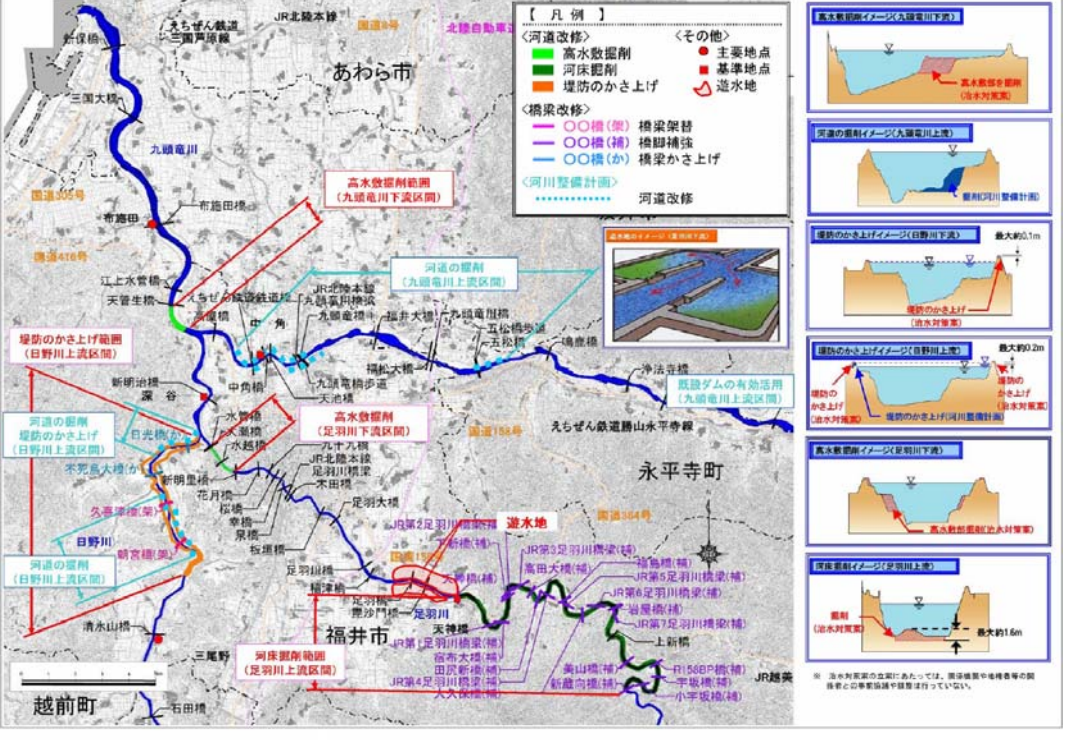
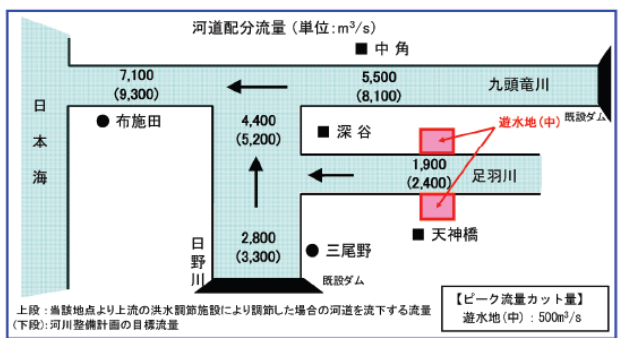
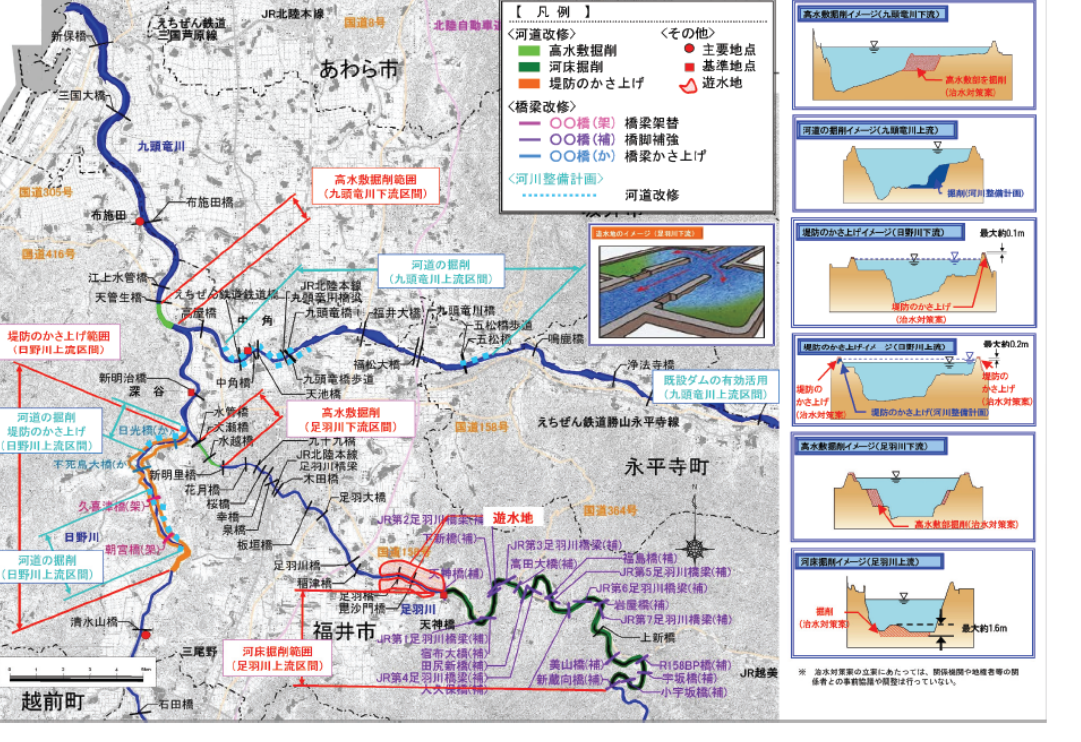
報告書 正誤表

平成24年6月

国土交通省近畿地方整備局

頁	箇所	誤	正
4-50	(4)立案した治水対策案の内容 治水対策案の概要(個表) I-2案②数量表	<p><b>◆ I-2案② (引堤)</b></p> <p><b>■ 治水対策案の概要</b>                      ・堤防を堤内地側(居住地側)に移設し、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。                      ・引堤に伴い、橋梁等の構造物の改築等を実施する。                      ・引堤に伴い、用地の取得、家屋及び事業所等の移転を実施する。                      ・上記に加えて現河川整備計画のうち、既設ダムの有効活用、河道改修及び堤防の質的整備を行う。</p> <p>※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。                      ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。</p> <p><b>【治水対策案】</b>                      ■ 河道改修                      掘削 V=3,840千m<sup>3</sup>                      盛土 V= 620千m<sup>3</sup>                      移転家屋 326戸                      移転事業所等 63件                      橋梁架替 7橋                      橋梁継足 18橋                      用地買収 46.6ha</p> <p>&gt;全川 :「引堤」</p> <p><b>【河川整備計画】</b>                      ■ 既設ダムの有効活用                      ■ 河道改修                      掘削 V= 2,900千m<sup>3</sup> ■ 堤防の質的整備                      盛土 V= 15千m<sup>3</sup></p> <p>※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。</p>	<p><b>◆ I-2案② (引堤)</b></p> <p><b>■ 治水対策案の概要</b>                      ・堤防を堤内地側(居住地側)に移設し、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。                      ・引堤に伴い、橋梁等の構造物の改築等を実施する。                      ・引堤に伴い、用地の取得、家屋及び事業所等の移転を実施する。                      ・上記に加えて現河川整備計画のうち、既設ダムの有効活用、河道改修及び堤防の質的整備を行う。</p> <p>※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。                      ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。</p> <p><b>【治水対策案】</b>                      ■ 河道改修                      掘削 V=3,840千m<sup>3</sup>                      盛土 V= 630千m<sup>3</sup>                      移転家屋 326戸                      移転事業所等 63件                      橋梁架替 7橋                      橋梁継足 18橋                      用地買収 46.6ha</p> <p>&gt;全川 :「引堤」</p> <p><b>【河川整備計画】</b>                      ■ 既設ダムの有効活用                      ■ 河道改修                      掘削 V= 2,900千m<sup>3</sup> ■ 堤防の質的整備                      盛土 V= 15千m<sup>3</sup></p> <p>※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。</p>

頁	箇所	誤	正																																				
4-59	同上 II-4案⑨	<p><b>◆ II-4案⑨ 《遊水地(大)+河道の掘削(河床掘削)》</b></p> <p><b>■治水対策案の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・足羽川下流区間に遊水地3箇所(足羽川ダム洪水調節量規模)を新設し、下流河川の洪水時のピーク流量を低減させる。</li> <li>・遊水地上流(足羽川上流区間)においては、河道の掘削(河床掘削)を行い河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。</li> <li>・河道の掘削(河床掘削)に伴い、橋梁等の構造物の改築等を実施する。</li> <li>・遊水地の新設に伴い、道路の付替、用地の取得、事業所等の移転を実施する。</li> <li>・上記に加えて現河川整備計画のうち、既設ダムの有効活用、河道改修及び堤防の質的整備を行う。</li> </ul> <p>※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。</p> <p><b>【治水対策案】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>■遊水地 3箇所 225ha</td> <td>■河道改修</td> </tr> <tr> <td>掘削 V= 310千m<sup>3</sup></td> <td>掘削 V= 530千m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>盛土 V= 980千m<sup>3</sup></td> <td>盛土 V= 20千m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>移転事業所等 34件</td> <td>橋脚補強 20橋</td> </tr> <tr> <td>用地買収 38.6ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地役権設定 173.5ha</td> <td></td> </tr> </table> <p>▶足羽川上流:「河道の掘削(河床掘削)」 ▶足羽川下流:「遊水地(大)」</p> <p><b>【河川整備計画】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>■河道改修</td> <td>■既設ダムの有効活用</td> </tr> <tr> <td>掘削 V= 2,900千m<sup>3</sup></td> <td>■堤防の質的整備</td> </tr> <tr> <td>盛土 V= 15千m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。</p>	■遊水地 3箇所 225ha	■河道改修	掘削 V= 310千m <sup>3</sup>	掘削 V= 530千m <sup>3</sup>	盛土 V= 980千m <sup>3</sup>	盛土 V= 20千m <sup>3</sup>	移転事業所等 34件	橋脚補強 20橋	用地買収 38.6ha		地役権設定 173.5ha		■河道改修	■既設ダムの有効活用	掘削 V= 2,900千m <sup>3</sup>	■堤防の質的整備	盛土 V= 15千m <sup>3</sup>		<p><b>◆ II-4案⑨ 《遊水地(大)+河道の掘削(河床掘削)》</b></p> <p><b>■治水対策案の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・足羽川下流区間に遊水地3箇所(足羽川ダム洪水調節量規模)を新設し、下流河川の洪水時のピーク流量を低減させる。</li> <li>・遊水地上流(足羽川上流区間)においては、河道の掘削(河床掘削)を行い河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。</li> <li>・河道の掘削(河床掘削)に伴い、橋梁等の構造物の改築等を実施する。</li> <li>・遊水地の新設に伴い、道路の付替、用地の取得、事業所等の移転を実施する。</li> <li>・上記に加えて現河川整備計画のうち、既設ダムの有効活用、河道改修及び堤防の質的整備を行う。</li> </ul> <p>※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。</p> <p><b>【治水対策案】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>■遊水地 3箇所 225ha</td> <td>■河道改修</td> </tr> <tr> <td>掘削 V= 280千m<sup>3</sup></td> <td>掘削 V= 530千m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>盛土 V= 800千m<sup>3</sup></td> <td>盛土 V= 20千m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>移転事業所等 33件</td> <td>橋脚補強 20橋</td> </tr> <tr> <td>用地買収 41.6ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地役権設定 182.7ha</td> <td></td> </tr> </table> <p>▶足羽川上流:「河道の掘削(河床掘削)」 ▶足羽川下流:「遊水地(大)」</p> <p><b>【河川整備計画】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>■河道改修</td> <td>■既設ダムの有効活用</td> </tr> <tr> <td>掘削 V= 2,900千m<sup>3</sup></td> <td>■堤防の質的整備</td> </tr> <tr> <td>盛土 V= 15千m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。</p>	■遊水地 3箇所 225ha	■河道改修	掘削 V= 280千m <sup>3</sup>	掘削 V= 530千m <sup>3</sup>	盛土 V= 800千m <sup>3</sup>	盛土 V= 20千m <sup>3</sup>	移転事業所等 33件	橋脚補強 20橋	用地買収 41.6ha		地役権設定 182.7ha		■河道改修	■既設ダムの有効活用	掘削 V= 2,900千m <sup>3</sup>	■堤防の質的整備	盛土 V= 15千m <sup>3</sup>	
■遊水地 3箇所 225ha	■河道改修																																						
掘削 V= 310千m <sup>3</sup>	掘削 V= 530千m <sup>3</sup>																																						
盛土 V= 980千m <sup>3</sup>	盛土 V= 20千m <sup>3</sup>																																						
移転事業所等 34件	橋脚補強 20橋																																						
用地買収 38.6ha																																							
地役権設定 173.5ha																																							
■河道改修	■既設ダムの有効活用																																						
掘削 V= 2,900千m <sup>3</sup>	■堤防の質的整備																																						
盛土 V= 15千m <sup>3</sup>																																							
■遊水地 3箇所 225ha	■河道改修																																						
掘削 V= 280千m <sup>3</sup>	掘削 V= 530千m <sup>3</sup>																																						
盛土 V= 800千m <sup>3</sup>	盛土 V= 20千m <sup>3</sup>																																						
移転事業所等 33件	橋脚補強 20橋																																						
用地買収 41.6ha																																							
地役権設定 182.7ha																																							
■河道改修	■既設ダムの有効活用																																						
掘削 V= 2,900千m <sup>3</sup>	■堤防の質的整備																																						
盛土 V= 15千m <sup>3</sup>																																							

頁	箇所	誤	正																																																
4-60	同上 II-5案⑩	<p><b>◆ II-5案⑩ 《遊水地(中)+河道の掘削(河床・高水敷掘削)+堤防のかさ上げ》</b></p> <p><b>■治水対策案の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・足羽川下流区間に遊水地2箇所を新設し、下流河川の洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道の掘削(高水敷掘削)を行い、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。</li> <li>・遊水地上流(足羽川上流区間)においては、河道の掘削(河床掘削)を行い河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。</li> <li>・日野川区間及び九頭竜川区間においては、流下能力を向上させるため堤防のかさ上げ及び河道の掘削(高水敷掘削)を実施する。</li> <li>・河道の掘削(河床・高水敷掘削)及び堤防のかさ上げに伴い、橋梁等の構造物の改築等を実施する。</li> <li>・堤防のかさ上げに伴い、用地の取得、家屋及び事業所等の移転を実施する。</li> <li>・遊水地の新設に伴い、道路の付替、用地の取得、事業所等の移転を実施する。</li> <li>・上記に加えて現河川整備計画のうち、既設ダムの有効活用、河道改修及び堤防の質的整備を行う。</li> </ul> <p>※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。</p> <p><b>【治水対策案】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>■遊水地 2箇所 180ha</td> <td>■河道改修</td> </tr> <tr> <td>掘削 V= 210千m<sup>3</sup></td> <td>掘削 V= 597千m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>盛土 V= 900千m<sup>3</sup></td> <td>盛土 V= 27千m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>移転事業所等 29件</td> <td>移転家屋 66戸</td> </tr> <tr> <td>用地買収 32.5ha</td> <td>移転事業所等 1件</td> </tr> <tr> <td>地役権設定 131.1ha</td> <td>橋梁架替 2橋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>橋脚補強 20橋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>橋梁かさ上げ 2橋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用地買収 0.3ha</td> </tr> </table> <p>▶足羽川上流:「河道の掘削(河床掘削)」 ▶足羽川下流:「遊水地(中)」、「河道の掘削(高水敷掘削)」 ▶日野川:「堤防のかさ上げ」 ▶九頭竜川:「河道の掘削(高水敷掘削)」</p> <p><b>【河川整備計画】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>■河道改修</td> <td>■既設ダムの有効活用</td> </tr> <tr> <td>掘削 V= 2,900千m<sup>3</sup></td> <td>掘削 V= 2,900千m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>盛土 V= 15千m<sup>3</sup></td> <td>盛土 V= 15千m<sup>3</sup></td> </tr> </table> <p>※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。</p>  <p>河道配分流量(単位:m<sup>3</sup>/s) ■中角</p> <p>上段:当該地点より上流の洪水調節施設により調節した場合の河道を流下する流量 下段:河川整備計画の目標流量</p> <p>【ピーク流量カット量】 遊水地(中):500m<sup>3</sup>/s</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河道改修             <ul style="list-style-type: none"> <li>高水敷掘削</li> <li>河床掘削</li> <li>堤防のかさ上げ</li> </ul> </li> <li>橋梁改修             <ul style="list-style-type: none"> <li>○橋(架) 橋梁架替</li> <li>○橋(補) 橋脚補強</li> <li>○橋(か) 橋梁かさ上げ</li> </ul> </li> <li>河川整備計画</li> <li>その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>主要地点</li> <li>基準地点</li> <li>遊水地</li> </ul> </li> </ul>	■遊水地 2箇所 180ha	■河道改修	掘削 V= 210千m <sup>3</sup>	掘削 V= 597千m <sup>3</sup>	盛土 V= 900千m <sup>3</sup>	盛土 V= 27千m <sup>3</sup>	移転事業所等 29件	移転家屋 66戸	用地買収 32.5ha	移転事業所等 1件	地役権設定 131.1ha	橋梁架替 2橋		橋脚補強 20橋		橋梁かさ上げ 2橋		用地買収 0.3ha	■河道改修	■既設ダムの有効活用	掘削 V= 2,900千m <sup>3</sup>	掘削 V= 2,900千m <sup>3</sup>	盛土 V= 15千m <sup>3</sup>	盛土 V= 15千m <sup>3</sup>	<p><b>◆ II-5案⑩ 《遊水地(中)+河道の掘削(河床・高水敷掘削)+堤防のかさ上げ》</b></p> <p><b>■治水対策案の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・足羽川下流区間に遊水地2箇所を新設し、下流河川の洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道の掘削(高水敷掘削)を行い、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。</li> <li>・遊水地上流(足羽川上流区間)においては、河道の掘削(河床掘削)を行い河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。</li> <li>・日野川区間及び九頭竜川区間においては、流下能力を向上させるため堤防のかさ上げ及び河道の掘削(高水敷掘削)を実施する。</li> <li>・河道の掘削(河床・高水敷掘削)及び堤防のかさ上げに伴い、橋梁等の構造物の改築等を実施する。</li> <li>・堤防のかさ上げに伴い、用地の取得、家屋及び事業所等の移転を実施する。</li> <li>・遊水地の新設に伴い、道路の付替、用地の取得、事業所等の移転を実施する。</li> <li>・上記に加えて現河川整備計画のうち、既設ダムの有効活用、河道改修及び堤防の質的整備を行う。</li> </ul> <p>※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。</p> <p><b>【治水対策案】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>■遊水地 2箇所 180ha</td> <td>■河道改修</td> </tr> <tr> <td>掘削 V= 210千m<sup>3</sup></td> <td>掘削 V= 597千m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>盛土 V= 760千m<sup>3</sup></td> <td>盛土 V= 27千m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>移転事業所等 28件</td> <td>移転家屋 66戸</td> </tr> <tr> <td>用地買収 36.3ha</td> <td>移転事業所等 1件</td> </tr> <tr> <td>地役権設定 143.9ha</td> <td>橋梁架替 2橋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>橋脚補強 20橋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>橋梁かさ上げ 2橋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用地買収 0.3ha</td> </tr> </table> <p>▶足羽川上流:「河道の掘削(河床掘削)」 ▶足羽川下流:「遊水地(中)」、「河道の掘削(高水敷掘削)」 ▶日野川:「堤防のかさ上げ」 ▶九頭竜川:「河道の掘削(高水敷掘削)」</p> <p><b>【河川整備計画】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>■河道改修</td> <td>■既設ダムの有効活用</td> </tr> <tr> <td>掘削 V= 2,900千m<sup>3</sup></td> <td>掘削 V= 2,900千m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>盛土 V= 15千m<sup>3</sup></td> <td>盛土 V= 15千m<sup>3</sup></td> </tr> </table> <p>※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。</p>  <p>河道配分流量(単位:m<sup>3</sup>/s) ■中角</p> <p>上段:当該地点より上流の洪水調節施設により調節した場合の河道を流下する流量 下段:河川整備計画の目標流量</p> <p>【ピーク流量カット量】 遊水地(中):500m<sup>3</sup>/s</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河道改修             <ul style="list-style-type: none"> <li>高水敷掘削</li> <li>河床掘削</li> <li>堤防のかさ上げ</li> </ul> </li> <li>橋梁改修             <ul style="list-style-type: none"> <li>○橋(架) 橋梁架替</li> <li>○橋(補) 橋脚補強</li> <li>○橋(か) 橋梁かさ上げ</li> </ul> </li> <li>河川整備計画</li> <li>その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>主要地点</li> <li>基準地点</li> <li>遊水地</li> </ul> </li> </ul>	■遊水地 2箇所 180ha	■河道改修	掘削 V= 210千m <sup>3</sup>	掘削 V= 597千m <sup>3</sup>	盛土 V= 760千m <sup>3</sup>	盛土 V= 27千m <sup>3</sup>	移転事業所等 28件	移転家屋 66戸	用地買収 36.3ha	移転事業所等 1件	地役権設定 143.9ha	橋梁架替 2橋		橋脚補強 20橋		橋梁かさ上げ 2橋		用地買収 0.3ha	■河道改修	■既設ダムの有効活用	掘削 V= 2,900千m <sup>3</sup>	掘削 V= 2,900千m <sup>3</sup>	盛土 V= 15千m <sup>3</sup>	盛土 V= 15千m <sup>3</sup>
■遊水地 2箇所 180ha	■河道改修																																																		
掘削 V= 210千m <sup>3</sup>	掘削 V= 597千m <sup>3</sup>																																																		
盛土 V= 900千m <sup>3</sup>	盛土 V= 27千m <sup>3</sup>																																																		
移転事業所等 29件	移転家屋 66戸																																																		
用地買収 32.5ha	移転事業所等 1件																																																		
地役権設定 131.1ha	橋梁架替 2橋																																																		
	橋脚補強 20橋																																																		
	橋梁かさ上げ 2橋																																																		
	用地買収 0.3ha																																																		
■河道改修	■既設ダムの有効活用																																																		
掘削 V= 2,900千m <sup>3</sup>	掘削 V= 2,900千m <sup>3</sup>																																																		
盛土 V= 15千m <sup>3</sup>	盛土 V= 15千m <sup>3</sup>																																																		
■遊水地 2箇所 180ha	■河道改修																																																		
掘削 V= 210千m <sup>3</sup>	掘削 V= 597千m <sup>3</sup>																																																		
盛土 V= 760千m <sup>3</sup>	盛土 V= 27千m <sup>3</sup>																																																		
移転事業所等 28件	移転家屋 66戸																																																		
用地買収 36.3ha	移転事業所等 1件																																																		
地役権設定 143.9ha	橋梁架替 2橋																																																		
	橋脚補強 20橋																																																		
	橋梁かさ上げ 2橋																																																		
	用地買収 0.3ha																																																		
■河道改修	■既設ダムの有効活用																																																		
掘削 V= 2,900千m <sup>3</sup>	掘削 V= 2,900千m <sup>3</sup>																																																		
盛土 V= 15千m <sup>3</sup>	盛土 V= 15千m <sup>3</sup>																																																		

頁	箇所	誤	正																																																
4-61	同上 II-6 案①	<p><b>◆ II-6案① 《遊水地(小)+河道の掘削(河床・高水敷掘削)+堤防のかさ上げ》</b></p> <p><b>■治水対策の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・足羽川下流区間に遊水地1箇所を新設し、下流河川の洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道の掘削(高水敷掘削)を行い、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。</li> <li>・遊水地上流(足羽川上流区間)においては、河道の掘削(河床掘削)を行い河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。</li> <li>・日野川区間及び九頭電川区間においては、流下能力を向上させるため堤防のかさ上げ及び河道の掘削(高水敷掘削)を実施する。</li> <li>・河道の掘削(河床・高水敷掘削)及び堤防のかさ上げに伴い、橋梁等の構造物の改築等を実施する。</li> <li>・堤防のかさ上げに伴い、用地の取得、家屋及び事業所等の移転を実施する。</li> <li>・遊水地の新設に伴い、道路の付替、用地の取得、事業所等の移転を実施する。</li> <li>・上記に加えて現河川整備計画のうち、既設ダムの有効活用、河道改修及び堤防の質的整備を行う。</li> </ul> <p>※ 治水対策の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。</p> <p><b>【治水対策案】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>■遊水地 1箇所 74ha</td> <td>■河道改修</td> </tr> <tr> <td>掘削 V=120千m<sup>3</sup></td> <td>掘削 V=980千m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>盛土 V=530千m<sup>3</sup></td> <td>盛土 V=56千m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>移転事業所等 4件</td> <td>移転家屋 66戸</td> </tr> <tr> <td>用地買収 17.0ha</td> <td>移転事業所等 1件</td> </tr> <tr> <td>地役権設定 54.8ha</td> <td>橋梁架替 2橋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>橋脚補強 21橋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>橋梁かさ上げ 3橋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用地買収 0.5ha</td> </tr> </table> <p>&gt; 足羽川上流: 「河道の掘削(河床掘削)」 &gt; 足羽川下流: 「遊水地(小)」、「河道の掘削(高水敷掘削)」 &gt; 日野川: 「堤防のかさ上げ」 &gt; 九頭電川: 「河道の掘削(高水敷掘削)」</p> <p><b>【河川整備計画】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>■河道改修</td> <td>■既設ダムの有効活用</td> </tr> <tr> <td>掘削 V=2,900千m<sup>3</sup></td> <td>■堤防の質的整備</td> </tr> <tr> <td>盛土 V=15千m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。</p>	■遊水地 1箇所 74ha	■河道改修	掘削 V=120千m <sup>3</sup>	掘削 V=980千m <sup>3</sup>	盛土 V=530千m <sup>3</sup>	盛土 V=56千m <sup>3</sup>	移転事業所等 4件	移転家屋 66戸	用地買収 17.0ha	移転事業所等 1件	地役権設定 54.8ha	橋梁架替 2橋		橋脚補強 21橋		橋梁かさ上げ 3橋		用地買収 0.5ha	■河道改修	■既設ダムの有効活用	掘削 V=2,900千m <sup>3</sup>	■堤防の質的整備	盛土 V=15千m <sup>3</sup>		<p><b>◆ II-6案① 《遊水地(小)+河道の掘削(河床・高水敷掘削)+堤防のかさ上げ》</b></p> <p><b>■治水対策の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・足羽川下流区間に遊水地1箇所を新設し、下流河川の洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道の掘削(高水敷掘削)を行い、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。</li> <li>・遊水地上流(足羽川上流区間)においては、河道の掘削(河床掘削)を行い河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。</li> <li>・日野川区間及び九頭電川区間においては、流下能力を向上させるため堤防のかさ上げ及び河道の掘削(高水敷掘削)を実施する。</li> <li>・河道の掘削(河床・高水敷掘削)及び堤防のかさ上げに伴い、橋梁等の構造物の改築等を実施する。</li> <li>・堤防のかさ上げに伴い、用地の取得、家屋及び事業所等の移転を実施する。</li> <li>・遊水地の新設に伴い、道路の付替、用地の取得、事業所等の移転を実施する。</li> <li>・上記に加えて現河川整備計画のうち、既設ダムの有効活用、河道改修及び堤防の質的整備を行う。</li> </ul> <p>※ 治水対策の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。</p> <p><b>【治水対策案】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>■遊水地 1箇所 74ha</td> <td>■河道改修</td> </tr> <tr> <td>掘削 V=90千m<sup>3</sup></td> <td>掘削 V=980千m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>盛土 V=410千m<sup>3</sup></td> <td>盛土 V=56千m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>移転事業所等 4件</td> <td>移転家屋 66戸</td> </tr> <tr> <td>用地買収 15.4ha</td> <td>移転事業所等 1件</td> </tr> <tr> <td>地役権設定 58.7ha</td> <td>橋梁架替 2橋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>橋脚補強 21橋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>橋梁かさ上げ 3橋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用地買収 0.5ha</td> </tr> </table> <p>&gt; 足羽川上流: 「河道の掘削(河床掘削)」 &gt; 足羽川下流: 「遊水地(小)」、「河道の掘削(高水敷掘削)」 &gt; 日野川: 「堤防のかさ上げ」 &gt; 九頭電川: 「河道の掘削(高水敷掘削)」</p> <p><b>【河川整備計画】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>■河道改修</td> <td>■既設ダムの有効活用</td> </tr> <tr> <td>掘削 V=2,900千m<sup>3</sup></td> <td>■堤防の質的整備</td> </tr> <tr> <td>盛土 V=15千m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修等を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。</p>	■遊水地 1箇所 74ha	■河道改修	掘削 V=90千m <sup>3</sup>	掘削 V=980千m <sup>3</sup>	盛土 V=410千m <sup>3</sup>	盛土 V=56千m <sup>3</sup>	移転事業所等 4件	移転家屋 66戸	用地買収 15.4ha	移転事業所等 1件	地役権設定 58.7ha	橋梁架替 2橋		橋脚補強 21橋		橋梁かさ上げ 3橋		用地買収 0.5ha	■河道改修	■既設ダムの有効活用	掘削 V=2,900千m <sup>3</sup>	■堤防の質的整備	盛土 V=15千m <sup>3</sup>	
■遊水地 1箇所 74ha	■河道改修																																																		
掘削 V=120千m <sup>3</sup>	掘削 V=980千m <sup>3</sup>																																																		
盛土 V=530千m <sup>3</sup>	盛土 V=56千m <sup>3</sup>																																																		
移転事業所等 4件	移転家屋 66戸																																																		
用地買収 17.0ha	移転事業所等 1件																																																		
地役権設定 54.8ha	橋梁架替 2橋																																																		
	橋脚補強 21橋																																																		
	橋梁かさ上げ 3橋																																																		
	用地買収 0.5ha																																																		
■河道改修	■既設ダムの有効活用																																																		
掘削 V=2,900千m <sup>3</sup>	■堤防の質的整備																																																		
盛土 V=15千m <sup>3</sup>																																																			
■遊水地 1箇所 74ha	■河道改修																																																		
掘削 V=90千m <sup>3</sup>	掘削 V=980千m <sup>3</sup>																																																		
盛土 V=410千m <sup>3</sup>	盛土 V=56千m <sup>3</sup>																																																		
移転事業所等 4件	移転家屋 66戸																																																		
用地買収 15.4ha	移転事業所等 1件																																																		
地役権設定 58.7ha	橋梁架替 2橋																																																		
	橋脚補強 21橋																																																		
	橋梁かさ上げ 3橋																																																		
	用地買収 0.5ha																																																		
■河道改修	■既設ダムの有効活用																																																		
掘削 V=2,900千m <sup>3</sup>	■堤防の質的整備																																																		
盛土 V=15千m <sup>3</sup>																																																			



頁	箇所	誤	正
4-103	4.5目的別の総合評価(洪水調節)	<p>このような結果を踏まえ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i) 目的別の総合評価」に基づき、目的別の総合評価(洪水調節)を行った。結果は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 一定の「安全度」(河川整備計画の目標流量[天神橋地点]1,800m<sup>3</sup>/s)を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「ダム案」である。</li> <li>2) 「時間的な観点から見た実現性」として、10年後に完全に効果を発現している案はなく、20年後に足羽川ダムの効果量に相当する効果を発現していると想定される案は、「ダム案」、「堤防かさ上げ案」、「既設5ダム活用案」、「既設2ダム活用案」である。</li> <li>3) 「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、洪水調節において最も有利な案は「ダム案」である。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考：検証要領細目より抜粋】</p> <p>⑤総合的な評価の考え方</p> <p>i) 目的別の総合評価</p> <p>洪水調節を例に、目的別の総合評価の考え方を以下に示す。</p> <p>①に示すように検証対象ダム事業等の点検を行い、これを踏まえて①に掲げる治水対策案の立案や③に掲げる各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を行う。</p> <p>③に掲げる評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。</p> <p>1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。</p> <p>2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。</p> <p>3)最終的には、環境や地域への影響を含めて③に示す全ての評価軸により、総合的に評価する。</p> <p>特に、複数の治水対策案の間で「コスト」の差がわずかである場合等は、他の評価軸と併せて十分に検討することとする。</p> <p>なお、以上の考え方によらずに、特に重視する評価軸により評価を行う場合等は、その理由を明示する。</p> <p>新規利水、流水の正常な機能の維持等についても、洪水調節における総合評価の考え方と同様に目的別の総合評価を行う。</p> <p>なお、目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討する。</p> </div> <p style="text-align: center;">4-103</p>	<p>このような結果を踏まえ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i) 目的別の総合評価」に基づき、目的別の総合評価(洪水調節)を行った。結果は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 一定の「安全度」(河川整備計画の目標流量[天神橋地点]2,400m<sup>3</sup>/s)を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「ダム案」である。</li> <li>2) 「時間的な観点から見た実現性」として、10年後に完全に効果を発現している案はなく、20年後に足羽川ダムの効果量に相当する効果を発現していると想定される案は、「ダム案」、「堤防かさ上げ案」、「既設5ダム活用案」、「既設2ダム活用案」である。</li> <li>3) 「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、洪水調節において最も有利な案は「ダム案」である。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考：検証要領細目より抜粋】</p> <p>⑤総合的な評価の考え方</p> <p>i) 目的別の総合評価</p> <p>洪水調節を例に、目的別の総合評価の考え方を以下に示す。</p> <p>①に示すように検証対象ダム事業等の点検を行い、これを踏まえて①に掲げる治水対策案の立案や③に掲げる各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を行う。</p> <p>③に掲げる評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。</p> <p>1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。</p> <p>2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。</p> <p>3)最終的には、環境や地域への影響を含めて③に示す全ての評価軸により、総合的に評価する。</p> <p>特に、複数の治水対策案の間で「コスト」の差がわずかである場合等は、他の評価軸と併せて十分に検討することとする。</p> <p>なお、以上の考え方によらずに、特に重視する評価軸により評価を行う場合等は、その理由を明示する。</p> <p>新規利水、流水の正常な機能の維持等についても、洪水調節における総合評価の考え方と同様に目的別の総合評価を行う。</p> <p>なお、目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討する。</p> </div> <p style="text-align: center;">4-103</p>